## 単元「表現規制をめぐる法と倫理」の開発と実践

- 1 校種・教科・科目(分野) 中学校・社会科・公民的分野
- 2 単元名 表現規制をめぐる法と倫理
- 3 **学習指導要領上の位置付け** C (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重

#### 5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
表現の自由の意義やその	表現の自由やその規制根	表現をめぐる現代社会の
規制に関する考え方を理	拠に関する価値概念を活	課題に気付き、その理由や
解するとともに、諸資料か	用して、具体的な事例を基	背景をとらえ、他者と関わ
ら多様な主張を適切に読	に多面的・多角的に考察	りながら課題を主体的に
み取ってまとめる。	し、説明する。	解決しようとする。

### 6 単元の特色(教材観)

公的機関や企業などによる、漫画・アニメなどの創作(非実在)キャラクターを利用した広報活動がたびたび「炎上」している。具体的には、駅構内に貼られたポスター、ウェブ上の動画など、不特定多数の人々の目にふれる表現が問題となっている。その背景には、ジェンダー、性、暴力などに関わる表現物に対する倫理的な問題意識の高まりがある。また、女性や児童の権利保護の観点から、表現やその流通への規制を強めるべきだという意見もある。異議申し立てを受けた企業や公的機関は、当該表現物の利用を取りやめ、「一部の方々に不快な思いをさせた」と謝罪するケースが珍しくない。しかし、このような対処は得てして十分な対話を経た解決とは言い難く、当事者以外の市民を巻き込んだ感情的な主張の応酬が続く場合がしばしばある。現状、こうした議論は SNS などを通して極端に分断された価値観の中に囲い込まれがちであり、その実態は生徒の社会認識にも少なからず影響を与えている。

このような表現規制をめぐる問題は、法的観点と倫理的観点を関連させながら、多面的・多角的に考察する必要がある。たとえば、一般に自由への規制を考える際には危害原理という考え方があるが、創作キャラクターの表現は、誰か特定の実在人物への「危害」ではない。「見たくない表現に触れない権利」などの主張もあるが、法的な議論としては根拠づけが不十分である。しかし、だから論外で無視してもよい意義申し立てだ、ということにもならないだろう。そこで、様々な主張の根本にある考え方や価値観をつかみ、価値概念を活用して多面的・多角的に考察を深める倫理リテラシーが必要になる。また、表現規制は、多様性の尊重と普遍的な社会正義への要請とを両立させるべく、論争的な問題に対して解決策を模索していく展開に適した課題でもある。

# 7 単元計画

時	学習内容	学習活動	
1	「表現の自由」の意義とその	①憲法上の「表現の自由」の意義を理解する	
	規制根拠	・発問:表現の自由に優越的地位が認められる理由は何か?	
	(基本的な知識や考え方の	②公的な制約が認められる「表現」の例とその規制根拠を考える	
	枠組みを習得する)	・発問:実際に規制を受けている表現の例は何か?	
		その規制はなぜ正当化されるのか?	
		③学習内容を活用した練習問題:ヘイトスピーチ規制を論題に	
		して、規制に対する積極論・消極論の論拠を考える	
2	マンガ・アニメの表現をめぐ	①漫画・アニメ (いわゆる非実在青少年) の表現をめぐる論争の	
	る課題と議論	状況を把握する	
	(課題を把握し、習得した知	・SNS における論争例 ・国連や海外メディアによる批判	
	識や枠組みと関連付けて	②非実在青少年の表現について司法判断はどうなっているか、	
	様々な主張を理解する)	判例をもとに理解する	
		③事例をもとに、表現の倫理的な「悪さ」について考える	
		・発問:各事例において、どのような「悪さ」がありうるか、	
		考えられるだけ列挙してみよう	
		→女性キャラのアイキャッチャー的利用、必然性のない	
		露出・身体的部位の強調、環境型セクハラ、時と場所の	
		不適切さ、公的機関が公費を投入することの不適切さ、	
		など	
		④当事者は何が「悪かった」と認識しているか、謝罪文や抗議文	
		その他意見文から読みとる	
3	マンガ・アニメの表現をめぐ	①表現の「悪さ」をめぐる議論の必要性と、現状において議論が	
	る課題をふまえた表現ガイ	不十分にとどまっていることを確認する	
	ドラインの作成	②表現の「悪さ」をめぐる倫理的な議論の要点を理解する	
	(解決すべき課題の本質は	・ある種の表現は「わいせつだから」悪いのではない	
	何かを掘り下げて理解し、解	→問題は、身体やその部位を人格から切り離して道具に還	
	決に向けた指針を考案して、	元する、つまり(能動的な主体としての男性を視点とし	
	説明する)	た) 性的モノ sexual object として提示することである	
		・ある種の表現は「不快になる人がいるから」悪いのではない	
		→表現はそれ自体一つの行為であり (言語行為論の応用)、	
		他者のアイデンティティを規定し、他者を抑圧したり従	
		属させたりするように機能しうる	
		③最終課題:公共機関等がアニメ・漫画の表現を活用する(例:	
		アニメとコラボしたポスター・動画を活用して広報活動をす	
		る)場合を想定して,ジェンダー,性,暴力などに関わるガイ	
		ドラインを作成しよう。	

## 8 カリキュラム・マネジメント

本単元の実践に先立って、社会科公民的分野では、憲法上の「個人の尊重」、基本的人権への制約根拠、自由権の意義、憲法上の問題における公私区分の意義などについて学習している。また、危害原理やパターナリズムなどの考え方を活用して、具体的な事例について議論した。

加えて、「特別の教科 道徳」では、近年のミス/ミスターコンの変化(性別区分を廃止する、容姿が判断基準とならない審査方法にする、など)を教材にし、「ルッキズムを考える」をテーマに授業を実施した。ルッキズムをめぐる倫理的な論点は、本単元で扱う倫理的な議論と隣接するものが多い。実際に、道徳科での議論を覚えていた生徒は、本単元の第2時・第3時において、「他者を身体的部位によって品評されるモノとして扱うこと」などの基本的論点をおさえて考察を進めていた。

## 9 本時の授業展開

	学習内容	学習活動	
導	表現規制をめぐる課題の把	漫画・アニメ (いわゆる非実在青少年) の表現をめぐる論争状況	
入	握	について、事例をもとに把握する	
		・SNS における論争	
		→発問:どのような表現が、なぜ批判されているか	
		当該表現を擁護する主張は何を根拠にしているか	
		解決策は提示されているか	
		・国連や海外メディアによる批判	
		…国連女子差別撤廃委員会による日本への懸念と勧告	
		「家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割	
		と責任に関する根深い固定観念が残っている」	
		「メディアが、性的対象と見なすことを含め、女性や女児に	
		ついて固定観念に沿った描写を頻繁に行っている」	
		…実在児童だけでなく、非実在の表現に対してもチャイルド・	
		ポルノグラフィとして法的に規制する国がある	
展	「非実在青少年」の表現をめ	現状、日本で「非実在青少年」への表現規制をめぐってどのよう	
開	ぐる法的な判断の理解	な司法判断がなされているか、判例をもとに理解する	
		→いわゆる「児童ポルノ」への法的規制は、想定する保護法益を	
		個人的法益としており、実在性が要件になっている。ただし、	
		これは児童一般の権利侵害を防ぐという社会的法益と排斥し	
		合うものではない、と明確に言及した判例もある。	
		*ある行為が「法で禁止されていない」からといって、それは「倫	
		理的に許容される (批判される筋合いはない)」ということを	
		意味しない。また、ある行為が「倫理的に正しくない」からと	
		いって、ただちに「法で禁止すべきだ」とはいえない。この区	
		別を理解できるようにする。	

	表現の倫理的な「悪さ」をめ	事例をもとに、表現の倫理的な「悪さ」がどこにあるのか考える
	ぐる考察	→発問:次の各事例において、どのような「悪さ」がありうるか、
		考えられるだけ列挙してみよう
		事例:①美濃加茂市観光協会による、アニメ『のうりん』とコ
		ラボしたポスター
		②日本赤十字社による、アニメ『宇崎ちゃんは遊びた
		い!』とコラボしたポスター
		③NHK による、キズナアイ(VTuber)の「ノーベル賞まる
		わかり授業」
		④千葉県警による、戸定梨香(VTuber)を起用した交通
		安全啓発動画
		→想定される意見の例
		・必然性のない露出や身体的部位の強調がある
		・女性キャラがアイキャッチとして利用されている
		・表現内容というより、表現を掲示する時と場所が不適切であ
		る(見たくない人を含む不特定多数の目に入ってしまう)
		・公的機関が公費を投入することで、表現の背後にある価値観
		を正当化する効果をもつ
		*自分が「悪い」と思う点ではなく、「悪さ」でありうるか議論
		の余地がある部分を考察させる
ま	謝罪文・抗議文にみられる価	当事者は何が「悪かった」と認識しているか、先に挙げた「悪さ」
٤	値観の読みとり	の理解をもとに、謝罪文や抗議文から読みとる
め		*謝罪文では「不快になる人がいたら申し訳ない」などの表現が
		目立ち、何が「悪さ」なのかについて認識がうかがえないこと
		が多い
		*抗議文は「悪さ」に言及しているが、その主張の妥当性につい
		て表現の実作者などから反論が出るケースもある

## 10 生徒の学習成果とその評価

生徒の学習成果を把握する主な素材として、第3時において次の「最終課題」を提示 し、授業内で考察する時間をとったうえで、期末考査の予告問題とした。

●授業で配布したワークシートの一部

## 最終課題

公共機関等がアニメ・漫画の表現を活用する(例:アニメとコラボしたポスター・動画を活用して広報活動を する)場合を想定して、ジェンダー、性、暴力などに関わるガイドラインを作成しよう。

\*ガイドラインは「法規制」ではなく罰則もないが、倫理的な規範として機能することを想定している

イトラインの内	容案 *必要な内容の一部でよい=すべての留意事項を網羅	まりの次女はほり,
の説明(ねらい	、必要性、妥当性、工夫した点など)	

## ●期末考査における出題内容

公共機関等がアニメ・漫画の表現を活用する(例:アニメとコラボしたポスター・動画を活用して広報活動をする)場合を想定して、ジェンダー、性、暴力などに関するガイドラインの内容案を考え、説明(ねらい、必要性、妥当性、工夫した点など)を加えなさい。なお、ここでいうガイドラインは法規制ではなく罰則もないが、倫理的な規範として機能することを想定する。

### ●評価の観点

- ・「表現の自由」の意義、特徴、具体的な規制方法、規制に関する議論の論点など、 学習した基本知識をふまえた考察ができているか
- ・内容案で言及した表現の「悪さ」についての考察をふまえ、内容案のねらいや 必要性を説明できているか
- ・ガイドラインが倫理的規範として表現規制の効果をもつ可能性をふまえ、内容 案の妥当性を説明できているか

## ●生徒の解答例

#### 内容案

- ①キャラクターの起用にあたっては、広告の目的に合う作品やキャラクターを優 先するよう心がける。
- ②広告の制作にあたっては、人間社会に存在する人々と照らして、およそ非常識であるビジュアルや行動を取り入れないようにする。
- ③広告の掲示にあたり、①②のプロセスでは否定されなかったものの、やむを得ず性的と受け止められるプロポーション、ポーズが含まれる場合、広く様々な属性の人々が見ると想定される公共機関などへの掲示は行わないようにする。

#### 説明(抜粋)

- ②判断基準として「人間社会に存在する人々」を挙げた。これは、「キズナアイが 腕・腹部を露出している例は、現実のアイドルにも同じような衣しょうは存在 するのに否定される」など、過度な批判からキャラクターやタレントを保護す る目的と、「うがきちゃん」のような、ネタとしての面白さは存在しても、現実 にそのようなことは起こり得ず、性的と思われる表現を招くことを防ぐためで ある。
- ③キャラクターはその衣装・人格などを以てキャラクターを形成するのであり、キャラクターの衣装の露出などを規制するのは、タレントの自己表現の自由を侵害する。一方、児童を容易に想起させるキャラクターなどの存在が、児童への犯罪を誘発することは危害原理より否定できない。上のような理由より、タレント、社会的な弱者、それぞれを保護するため、包括的に TPO に基づいた掲出を行うべきとした。

### ●生徒の解答例に対する評価

やや苦しいながらも、「表現者を萎縮させず自由を保障すること」と、「社会的な悪影響により間接的にでも被害を受ける可能性のある人々を保護すること」とを両立させようとしている。内容規制ではなく時・場所の規制をセットで考える発想は、やや現実性を欠く(公共機関に掲示しない広報活動とは?)ものの、規制方法の考え方として妥当ではある。不適切な表現を判別する基準(人間社会に存在する人々と照らして、およそ非常識であるビジュアルや行動)を自分なりに考案しようとしている点は、基準の妥当性はさておき、議論の進め方として高く評価できる。一部に粗雑な表現を含むものの、総合的に見て、「十分に満足できる」と評価すべき解答といえる。

#### 11 「18歳市民力」育成に向けての提案

倫理リテラシーという観点からは、社会の中の多様な立場の根本にある考え方や価値観を掘り下げて理解し、価値をめぐる対話を交わしながら、他者と共によりよく生きていくことが重要である。本単元の表現規制をめぐる課題に即していえば、単に「この表現に抗議している人がいる」という理解で終わらせず、その主張の根拠になっている表現の「悪さ」を言語化し、吟味することが求められる。このような趣旨の実践は、高等学校の「公共」や「倫理」で学習するような、いわゆる先哲の思想を引き合いに出さずとも可能であり、中学校段階でも積極的に実施すべきである。

そのための具体的な教材として、生徒にとってリアルな、何か主張せずにはいられないような社会的課題を取り扱うことを推奨する。本単元の表現規制というテーマの場合、芸術表現をめぐる議論が定番だが、過去の実践経験から、芸術に対する生徒の関心はやや切実性に欠け、議論が上滑りする傾向を感じていた。市民としてのリテラシーは、場外にいる批評家の立場だけでなく、当事者の立場となったときに活用すべきものである。生徒の実態に応じて、教室内に当事者性が現れるような教材開発を心がけたい。

山本智也 (筑波大学附属駒場中・高等学校)